

# 知ってください

## 国民健康保険の現状

現在、日光市における国民健康保険（以下、国保）の財政は非常に厳しい状況です。今後は、国保財政の健全化のために、その内容も変えていかなければなりません。今回は皆さんに、国保の現状を詳しくお知らせします。

### 国民健康保険とは

国民健康保険とは、加入者がお金（国保税）を出し合い、お互い助け合つこと（相互扶助）で、病气や不慮のケガの時に安心して医療が受けられることを目的とした保険制度です。

「いつでも、どこでも、誰でも」安心して医療が受けられるようにするため、国民皆保険制度の一つとして作られた医療保険制度で、ほかの医療保険に入っていない方が加入しています。

### ◆国保税は誰が納めるの？

各家庭の世帯主が納税義務者に

なります。

世帯主が会社員などで会社の保険に加入している場合でも、家族の誰かが国保に加入していれば、世帯主宛てに納税通知書が送られます。ただしこの場合、世帯主分の所得などは国保税の計算には含まれません。

### ◆国保税の決め方は？

世帯ごとに、所得や資産、人数に応じて4つの計算方法を組み合わせ、医療分と介護分の税額を決めます。

計算

○所得割：加入者の所得に応じて

（前年の所得－33万円）×税率

表① 平成18年度税率等一覧表

		今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
医療分	所得割	8.0%	8.0%	6.6%	7.3%	8.0%
	資産割	28.0%	30.0%	62.0%	45.0%	38.0%
	均等割	15,000円	18,000円	21,000円	13,000円	15,000円
	平等割	18,000円	19,200円	27,000円	15,000円	19,200円
介護分	所得割	0.86%	0.8%	0.8%	1.0%	0.7%
	資産割	4.1%	5.0%	7.0%	2.0%	6.0%
	均等割	2,500円	6,600円	3,000円	4,800円	3,600円
	平等割	3,000円	3,900円	5,000円	4,200円	4,000円

### 日光市の国保

合併後の日光市では表①のよう

- 資産割：加入者の資産に応じて計算
  - 固定資産税額（都市計画税分は含めない）×税率
  - 均等割：各世帯の加入者数に応じて計算
  - 加入者の人数×税額
  - 平等割：「一世帯いくら」と各世帯に対して均一に計算
- ※40歳から64歳までの方には、同様の計算により介護分が課税されます。

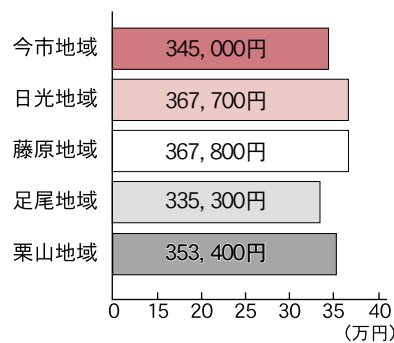
に、今市・日光・藤原・足尾・栗山の地域ごとで税率などが異なる不均一課税を行っています。そのため、家族構成・所得・資産などの条件が同じでも、お住まいの地域によって年間の国保税額が異なっています。

地域によってどのくらい国保税額が違うのでしょうか。

自営業者で

- 40代夫婦・子ども2人の4人家族
- 前年中の総所得金額300万円
- 当該年度の固定資産税額7万円の場合、図①のようになります。

図① 地域別税額一覧表



### ◆日光市の国保は赤字です

年々医療費が増え続けている一方、医療費に見合った収入が確保されていません。そのため、収支のバランスが取れず、日光市の国保財政は非常に厳しい状況になっています。

図②をご覧ください。

国保の主な収入は、加入者の方